

狩猟・鳥獣捕獲で国有林に入林する皆様へ

平成 30 年 11 月 20 日 (火)、北海道森林管理局石狩森林管理署管内において、狩猟者の誤射により森林管理局の職員が死亡する大変痛ましい災害が発生しました。

狩猟及び鳥獣の捕獲等にあたって国有林に入林される皆様におかれましては、関係法令の遵守はもとより、東北森林管理局のホームページに掲載してある鳥獣の捕獲等を行う場合の手続き（安全のための遵守事項等）を再確認していただき、入林日の事前連絡の徹底や、矢先の安全確認を十分に行うなど、事故の防止に万全の注意を払うようお願いいたします。

令和 6 年 11 月 1 日

東北森林管理局

宮城北部森林管理署長

# 安全のための遵守事項

## 鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

### 記

1 **実際に入林する日が決まった場合**には、入林する日までに日時及び場所を記載した（別紙1）「**入林連絡票**」（各県内別様式）を管轄する森林管理署等に **FAX、電子メール**のいずれかの方法により提出してください。また、電話の場合は入林連絡票の内容をご連絡ください。

2 **立入禁止区域**（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「作業中につき立入禁止」等の標識で表示しています。

なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか管轄する森林管理署等のホームページでご確認ください。

（宮城北部森林管理署ホームページ：

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/miyagihokubu/>）

- 3 「**入林届**」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。
- 4 **銃器**による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、(別紙2)「**注意喚起看板**」(**野生鳥獣の捕獲等実施中 入林時注意**)を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 5 入林の目的が**狩猟**の場合、狩猟者は、配付された**標識2枚**のうち、標識1「**本流域で狩猟中**」を**林道入口**の立木等に掲示、もう1枚の**標識2**「**この場所で狩猟中**」を**捕獲場所**(銃による捕獲時又はわなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所)の入口の立木等に掲示してください。  
なお、入林の目的が**狩猟以外**の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。
- 6 **他の森林管理署等**の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。
- 7 **一般の方が入林**している場合がありますので十分御注意願います。
- 8 **林道を通行する場合**には、徐行運転をするなど、**交通事故防止**にご協力下さい。また、**火気に注意**し、山火事予防にご協力ください。
- 9 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ(その他考えられる災害)等の危険箇所に関する情報を把握し、これら**災害に十分注意**してください。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、**当森林管理署では責任を負いません**ので十分ご留意願います。

10 ライフル実包やスラッグ実包などの**単体弾**で撃つときは、**前方に安土**（バックストップ：山・崖・高い土手など）**の無い限り発砲しない**でください。

また、単体弾は遠方まで飛ぶ上、推力を失って落下するものにおいても貫通力（殺傷力）があるため、尾根を超えるような撃ち方もしないでください。

11 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。

また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

〒989-6166

宮城県大崎市古川東町 5-32

東北森林管理局 宮城北部森林管理署

総務グループ 管理担当

TEL.0229-22-2074

代表メールアドレス：t\_miyagihokubu@maff.go.jp

入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）

注意事項

（宛先）

宮城北部森林管理署長 殿

（宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表を御参照下さい。）

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、宮城北部森林管理署 が管轄する国有林野へ入林したく以下のとおり申請します。

申請年月日	年 月 日		
入林予定の場所 出来るだけ詳細に記載し、図面添付して下さい。	国有林野名		捕獲対象鳥獣名及び捕獲方法
	林班等		( )
			<input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
入林の期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
入林の目的	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 個体数調整 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業 〔 捕獲個体の放置の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〕 〔 夜間銃猟の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〕 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
所属団体名			
または氏名	(やまおり線)		
この点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。			
申請者	氏名		TEL及びFAX番号
	住所		メールアドレス
	狩猟者登録番号		
緊急連絡先 (*1)	氏名	住所	TEL及びFAX番号
チェックして下さい。 ↓			
1	安全のための遵守事項を読み理解しました。		<input type="checkbox"/>
2	立入禁止区域図を入手し、理解しました。		<input type="checkbox"/>
3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。		<input type="checkbox"/>
4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。		<input type="checkbox"/>
5	上記を団体の構成員に伝達しました。		<input type="checkbox"/> (団体届出のみ記載)

## 注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し十分理解していただいた上で入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域のみとなりますのでご注意ください。

東北森林管理局 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/>

立入禁止区域図は、年度始め（5月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。

- 3 団体で届け出る場合は、別紙1の構成員名簿を提出してください（狩猟は別紙1-1、有害鳥獣捕獲・個体数調整・その他は別紙1-2、指定管理鳥獣捕獲等事業は別紙1-3）。
- また、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請してください。

- 4 入林届を提出する際には、実際に入林する箇所を示した図面を一緒に提出してください。
- 5 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を記載した別添1の入林連絡票（各県内別様式）を管轄する森林管理署等に FAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。また、電話の場合は連絡票の内容をご連絡ください。（宮城北  
部森林管理署 電話:0229-22-2074、FAX:0229-23-8624、E-mail: t\_miyagihokubu@maff.go.jp）
- 6 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。

- 7 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板「野生鳥獣の捕獲実施中 入林時注意」を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示してください。

- 8 入林の目的が狩猟の場合、狩猟者は、別添2-1の標識「本流域で狩猟中」を林道入口の立木等に掲示、別添2-2の標識「この場所で狩猟中」を捕獲場所の入口の立木等に掲示してください。掲示の詳細は、別添3の標識の現地表示【略図】をご覧ください。なお、狩猟以外の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。

- 9 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、入林届の下欄のチェックボックスにチェックをして、管轄する森林管理署等に、7業務日以前の勤務時間内に提出してください。（\*2）

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函してください。また、郵送の場合は7業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出してください。

\*1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

\*2 例えば「7業務日以前」とした場合には、日曜日に入林しようとする場合、前々の週の木曜日の勤務時間内までを指します。

木曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日曜日
⑦	⑥	—	—	⑤	④	③	②	①	—	入林予定

提出期限 →







(別添1) [宮城県内]

# 入林連絡票 (鳥獣の捕獲等)

— 国有林野へ実際に入林する日の連絡 [宮城県内] —

(宛先)

宮城北部森林管理署 あて FAX 0229-23-8624 E-mail <a href="mailto:t_miyagihokubu@maff.go.jp">t_miyagihokubu@maff.go.jp</a> 電話0229-22-2074	仙台森林管理署 あて FAX 022-273-1115 E-mail <a href="mailto:t_sendai@maff.go.jp">t_sendai@maff.go.jp</a> 電話022-273-1111
---	---

※ 該当する森林管理署等の宛先の右欄に○印を記載し送信してください。電話の場合は本連絡票の内容をご連絡ください。(管轄区域の市町村名は下表の市町村一覧を確認)

入林届の注意事項4に基づき、実際に入林する日時と場所等を連絡します。

連絡者名 (入林届の申請者 又は構成員)	氏名: 電話: 住所:	入林届の接受印の日付 令和 年 月 日
許可・従事者証等番号	番号:	
所属団体名	(例: ○○県猟友会 ○○支部 ○○班、○○グループ)	
実際の 入林日	① 月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) 時頃 ~ 時頃 林班: _____ 又は 入林者: _____ 名 林道名: _____	
場所	② 月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) 時頃 ~ 時頃 林班: _____ 又は 入林者: _____ 名 林道名: _____	
入林者数		
捕獲方法	<input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな ※ ✓印をご記載ください。	
入林の目的	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 個体数調整 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業 <input type="checkbox"/> その他 ※ ✓印をご記載ください。	

【各森林管理署等の管轄区域の市町村一覧】 ※ ( )書きは2署にまたがる市町村。

宮城北部署	石巻市、気仙沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、大和町、色麻町、加美町、女川町、南三陸町
仙台署	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、七ヶ浜町

野生鳥獣の  
捕獲等実施中  
入林時注意

狩

本

舞

流

甲

域

下

この場所では

狩猟中

# 標識の現地表示【略図】

( 林 内 )

## 標識「本流域で狩猟中」(別紙1)

(林道入口の立木等に掲示する)  
《グループで入る場合は1枚で可》

公



林

道

道



## 標識「この場所で狩猟中」(別紙2)

(捕獲場所の入口の立木等に掲示する)  
《グループで入る場合であっても捕獲場所が異なる場合は、捕獲場所毎に掲示》

捕獲場所 ※

( 林 内 )

※ 捕獲場所

銃による捕獲時、わなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所。